

特定資産取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人高エネルギー加速器科学研究奨励会（以下「本奨励会」という。）の特定資産の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、特定資産とは特定の目的のために使途、保有又は運用方法に制約が存在する資産をいう。

（名称）

第3条 本奨励会に次の特定資産を置く。

（1） 国際交流等奨励基金

（特定資産の管理・運用等）

第4条 前条の資産は、財産目録に目的及び名称を付した特定資産として、他の資産と明確に区分して管理する。

2 特定資産の運用は、元本が毀損されず確実に回収され、かつ常識的な運用益が得られる安全確実な方法で行うものとする。

（取崩し）

第5条 取崩しが必要な場合には、代表理事は取崩しが必要な理由を付して理事会に諮り、理事会の承認を得るものとする。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2021年4月23日から施行する。